

○総務省令第八十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）の一部の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一及び別表第五の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月九日

総務大臣 高市 早苗

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>（法別表第一の総務省令で定める事務）</p> <p>第一条 [略]</p> <p>[2] 160 略</p> <p>161 法別表第一の百七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>[一・二 略]</p> <p>三 不動産の鑑定評価に関する法律第十九条の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>[四] 七 略</p> <p>[162] 178 略</p> <p>第五条 [略]</p> <p>[2] 54 略</p> <p>55 法別表第二十七号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>[削る]</p>	<p>（法別表第一の総務省令で定める事務）</p> <p>第一条 [同上]</p> <p>[2] 160 同上</p> <p>161 [同上]</p> <p>[一・二 同上]</p> <p>三 不動産の鑑定評価に関する法律第十九条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>[四] 七 同上</p> <p>[162] 178 同上</p> <p>第五条 [同上]</p> <p>[2] 54 同上</p> <p>55 [同上]</p> <p>一 不動産の鑑定評価に関する法律第十七条第一項、第十八条又は第十九条第二項の規定により経由される登録の申請若しくは届出の受理、その申請若しくは届出に係る事実についての審査又はその申請若しくは届出に対する応答</p>

附 則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和二年九月十日）から施行する。

備考 表中の「」の記載は注記である。